

第 117 回伊達市災害対策本部会議

平成 24 年 2 月 14 日 (火)

10 時 00 分～

保原庁舎 2 階応接室

1 放射能関係

- ・福島復興再生特別措置法案について

2/10 復興庁設立

復興相 平野達雄 氏 (復興対策担当相)

副大臣 松下忠洋 氏 (経済産業副大臣)

福島復興局

復興政務官 吉田 泉氏 (復興対策現地対策本部長)

復興局長 諸橋省明氏 (同 事務局長)

- ・罹災証明について (財務部)

2 その他 (別紙参照)

- ・環境放射線測定結果

- ・第 249・250 回福島県災害対策本部会議の概要

- ・災害対策号 (第 48 号) について

次回 2/21 (火) 10 時 ～

第 117 回本部会議の内容について（概要）

1 実施日時等

平成 24 年 2 月 14 日（火） 10:00～10:45

2 内容

1 放射能関係

- ・福島復興再生特別措置法案について
市民生活部長が資料により説明した。

福島復興再生特別措置法案が閣議決定され、国会に提出された。また、2/10 に復興庁が設立され、復興相に平野達男氏、副大臣に松下忠洋氏が就任した。松下氏は、当市が特定避難勧奨地点に設定される際に決定権を持っていた方である。なお、福島復興局の復興政務官には、吉田泉氏、復興局長には諸橋省明氏が就任した。

特措法案の趣旨、概要については資料のとおりである。

- ・罹災証明について（財務部）

財務部長が資料により説明した。

罹災証明の発行については、これまでに約 8,500 件の交付を行ってきた。震災から約 11 ヶ月が経過し、地震の被災状況から概ね申請済みと思われることから、3 月 30 日（金）をもって受付を一旦終了するものである。一旦受付を終了するものであるが、窓口に来た方については、随時対応する予定である。

（市長）

福島復興再生特措法の成立によって、当市はどのような恩恵を受けるか。見たところ、主に警戒区域や計画的避難区域に限ったものと思われる。

放射能に関する汚染は福島県に限ったものではなく、福島復興再生特措法が、福島県だけを特別扱いとする根拠が見えにくい。放射能の汚染について、警戒区域や計画的避難区域、特定避難勧奨地点があるのは、無論、福島県のみである。どうしても特定避難勧奨地点の扱いが中途半端な気がしてならない。

特措法が有効に機能するよう図りたい。

2 その他

- ・環境放射線測定結果

市民生活部長が資料により説明した。

- ・第 249・250 回福島県災害対策本部会議の概要

市民生活部長が資料により説明した。

- ・新聞記事「自治体賠償手続き」（福島民報 H24.2.12 付）

市民生活部長が資料により説明した。

当市においては、りょうぜん紅彩館・つきだて花工房は賠償請求手続きが済んでおり、ほぼ確定しつつある状況である。両者については、事業としてのものであるため、賠償手続きは比較的容易であると考えている。一方、自治体そのものの賠償手続きとなると基準がなく、難航している状況である。

（市長）

情報に寄れば、川俣町やその他いくつかの自治体は請求手続きを行っているという。請求手続きを行わなくても、国から（お金が）もらえとなれば問題はないと思う。

（財務部長）

まだ、国費がわからないため、請求していないということである。国からの交付金なり何らかの手当があれば、その分を差し引いて、残余があるとすれば請求手続きという運びかと思われる。

（市長）

最終的には国で決める話なのであろう。民間のケースで考えれば、ある一定の収入があったのに、放射能の影響によってこれだけ減ったということが示されれば良いのであるから、分かりやすいであろう。自治体の場合は、そう簡単ではなく、査定しにくいだろう。

（財務部長）

原発被害に対応するために、支出した行政経費が純増であり、これがどこからも手当されないとなれば、それは賠償請求手続きされるべき性質のものであると考えられる。

（市民生活部長）

自治体単独で請求すべきか、近隣市町村と足並みを揃えて請求するかも問題である。足並みが揃わないというのも実情のひとつであろう。

- ・災害対策号（第 48 号）について

総務課広報広聴係長が資料により説明した。

（市長）

市長メッセージについて解説すると、1 回目に農林水産省の幹部が当市に来訪したのは、自治体の長と意見交換をするものであった。その場では、私が従来から言っていたように、作付けはすべきであるということ、また、作付け制限をされると非常に大きな問題があることを伝えた。

その後、2 回目は、農林水産省担当官が実務的な説明に来訪したもので、その際には、従来の政府方針どおり作付け制限をする方向であると示してきた。現在は、国がもう一度持ち帰っている状況である。

国は国なりに、汚染米を出したくない（流通させたくない）という考えのもと、できるだけ隔離したいという考えが伺える。こうした国の考えについて、我々も理解できないということではない。しかしながら、現状において風評被害は拡がっており、「会津のコメであるから食べ

でも大丈夫」と言う話ではないものである。聞くところによると、会津地方においては、「福島」ではなく「会津」を全面に出して販売すれば良いのではないかとということもあるようだ。会津を訪れる修学旅行生も減っていると言う現状を見つめれば、会津とはいっても福島県である以上は、風評被害の影響を避けることはできないのではないか。

そこで、風評被害をなくすためにはどうすればよいかというと、地道に放射能対策を行い、安全なコメだということをしちんとした検査をして出荷すること続けることであろう。つまり、風評被害というのは、放射能があるとかないとかという話ではなく、あるものは無論だめであり、なくてもだめなのが風評である。とすると、「(コメの検査等を実施せずに) 会津地方だから大丈夫である」といっても仕方あるまい(風評被害は一掃できない)。福島県に汚染された水田がある以上、除染をするか、放射性セシウムがあつたとしても汚染米を出さないという取り組みをして、安全なコメを作る方法を考えることが大切である。

そうした中、幸いにも、根本氏(東京大学大学院農学生命科学研究科)がお越しになって話してくれた。結論から言えば、水田にセシウムがあつても、土壌からのセシウム移行率はほとんど関係ない。極端に少ない。ただし、それだけでは説明できない部分があるのが問題であり、それはどうも水に関係しているようだとのことである。

セシウムは、泥があれば泥に吸着するが、泥に解けないうちに、水に溶けたセシウムを稲が吸収してしまう場合がある。また、育成期等、稲の根及び水田の状態によっては、根が直接水を吸い上げる。この場合は、水に溶けているセシウムが微量であっても、非常に吸収されるおそれがある。

つまり、ごく微量であっても非常に移行率が高いものとなる可能性があるということである。

こうしたことを確認することが根本氏の研究意図であり、当市が研究に協力することで、広範囲にわたる様々な条件で試験を実施、数多くの試験条件を作り、稲をそれぞれ栽培する。これに統計学の手法を利用することで、何が原因となりその結果に結びついたのか、が分かる。こうした検証をすることに意義があるのではないかと考えており、根本氏にも計画について共感をしていただいている。

我々としては、このような経緯も踏まえ、ぜひ作付けはしたい、認めてもらいたいということである。国が汚染米とそうでないコメを隔離しようとしていることについては理解しているし、出荷させないならそれで良いが、出荷させないから作付けさせないということでは納得できない。このことが、国と我々の考えの相違である。

(産業部長)

農林水産省の担当者とは、2/3、2/8 と 2 回の協議を実施している。2 回目の協議では、原則、コメの検査結果が 500Bq/kg を超えた地域については作付け制限を実施すること、また、100～500Bq/kg については、原則作付け制限であるが、今後の栽培管理が徹底できるのであれば、これから協議に応じるという回答を得た。

今週、第 3 回目の協議に臨み、我々からの具体的な提案をしたい考えである。

(市民生活部長)

地域という考え方について、旧村等ではあまりにも広いと考えられるが、その調整はどうか。

(産業部長)

まず、第一は100～500Bq/kgの地域についてどう考えるか。

第二に500Bq/kgを超えても、広い地域に非常に限定的に汚染がある場合、これをどう線引きするか、又は隔離するかであるが、これは第一点以後の協議であると考えている。

まず、我々で管理計画を策定して国に示し、これを認めてもらうことが必要であると考えている。

(市長)

国とすれば、汚染米が出ることについて、非常に気にかけている。果たして、栽培管理ができるかどうかということである。何らかの栽培管理をする手法を考えなければならない。

(産業部長)

根本的には、農家の方々の協力が必要であると考えている。様々な考え方・意見・要望がある中で、話し合いを通じ、同意形成を行った上で行うことが非常に肝要であろう。

(市長)

絶対に汚染米が流通しないという担保のような、それを補償するような仕組みがなければならない。国はそうした仕組みを求めており、対外的に国を納得させるためには、管理の方法について提言しなければ難しいであろう。

(産業部長)

産業部で原案を作成しており、検討・協議を進めている。

(市長)

小国地区についても、ぜひコメを作らせてほしいという考えがあるが、出荷しなくても良いから作付けしたいという意見は、地区としてまとまっているか。

(産業部長)

地区の一部にはそのような意見もあるが、全てではなく、まだ意見集約までは至っていない。地区の一部にそうした声があるというものである。

(市長)

地域によっては、「コメを作付けはするが、出荷は控えること。その代わりに、その補償はしっかりする」ということが考えられる。ただし、農家にとっては、きちんとコメを作付けし、販売しても構わないとなった際に、風評被害のために売れないかもしれないとなるのであれば、その時点で補償をもらうというよりも「全面的に出荷停止ですよ」とのもとに補償はしっかりするということが実利的に良いのではないか。この点を整理しなければならない。

(産業部長)

今後の国との協議によると考えている。補償に関しては、作付けをせず、単に補償を受けた場合及び試験的に栽培して流通させない場合の国の買い取り等を想定している。

(市長)

想定した2事例の他に、作付けをしなかった場合の管理費用を計算してほしい。1年間耕作放棄した際に、耕作放棄地となった水田を復元するための費用の類である。

(産業部長)

作付けしない場合の水田の保全管理費用は算出することが出来る。

(市長)

なお、根本氏については、当市アドバイザーになっていただくべく事務を進めているものである。農地、特に水田や畑の除染は、難しく進まない恐れがある。少なくとも、当市が定める除染基本計画では5年である。その期間の中で作付けをするのか、するのであれば、作付けを実際にして、セシウムを吸わないような作物の作り方を検証する必要があると考えている。

《次回本部会議》

平成24年2月21日(火) 10:00～

本庁舎2階 応接室において

(文責：石川 智史)